

参 照 資 料

(情報開示のあり方)

目 次

1 . 情報開示のあり方	2 ~ 5
--------------------	-------

1. 情報開示のあり方

議論の中間整理 - (別紙) 新たな非営利法人(仮称)制度の骨格とその検討課題(抄)

第2 非営利社団法人(仮称)

5 計算等

会計帳簿及び計算書類等の作成等について所要の規定を置くこととし、計算書類等及び定款等の開示の在り方については、引き続き検討する。

第3 非営利財団法人(仮称)

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

(略) 計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の要否と併せ、さらに検討する。

指導監督基準(抄)

[本文]

2. 公益法人は、わが国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。

[別紙1]

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

定款又は寄附行為

役員名簿

(社団法人の場合)社員名簿

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

事業計画書

収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

運用指針（抄）

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）
（抄）

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成 13 年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）の から までに掲げる資料をいう。以下同じ）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成 13 年 10 月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

最新の業務及び財務等に関する資料

事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1 及び 2 によるディスクロージャーの状況をとりまとめ、公表する。
(2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 （略）

『一問一答 中間法人法』（抄）

「（略）準則主義により設立され、かつ、社員が対外的に有限責任を享受する法人類型には、債権者保護および有限責任制度の濫用防止のために、法人の財産的基礎を確保し、債権者に対する情報開示を充実させること等が不可欠であると考えられます。」（P.55）

『知っておきたいNPO法（改訂版）』（抄）

「本法においては、特定非営利活動法人の活動状況等に関する情報を、広く市民一般に公開するものとしています。これは、一方では、特定非営利活動法人の活動状況を周知させ、参加の機会等を提供することによって、特定非営利活動の発展を促進するとともに、他方では、特定非営利活動法人

を市民の相互監視の下におくことによって、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づく特定非営利活動法人の自浄作用による是正を図ろうとしているからです。」(P.71～72)

『社会福祉法の解説』(抄)

「平成12年改正では、社会福祉法人に関し、その事業の開始や運営に際し課せられている資産要件をはじめとした種々の規制を緩和している。(略)このような規制緩和と併せて、社会福祉法人が、その高い公共性に着目して税制上の優遇措置などの公的助成を受けていることに鑑みれば、法人経営の公共性・透明性を引き続き担保していくことが必要となる。このため、事業経営の適正性・透明性を確保し、社会福祉法人に関する不祥事の発生を防止することにより、国民の信頼を築いていくことを目的として経営状況に関する情報開示を義務付けることとされたうえで重要なことであるといえよう。」(P.188～199)

「閲覧請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、その請求に応じて閲覧に供さなければならない。社会福祉法人が利害関係人からの情報開示請求を拒むことができる正当な理由としては、その請求が閲覧請求権の濫用と認められる場合などが考えられる。」

『医療法・医師法(歯科医師法)解』(抄)

「〔財産目録等の閲覧請求に係る〕条文は、医療法人の計算書類の作成、備付義務及び債権者の閲覧請求権について定めることによって、医療法人の業務の合理的運営及び利害関係人の保護を図ったものである。」(P.152)

「私立学校法の一部を改正する法律案の概要」〔文部科学省によるプレス発表資料より抜粋〕

「学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける。」

指導監督基準等適合状況(平成14年10月1日現在)

情報公開実施平均率	全体：87.6%(国：97.8%、都道府県：83.8%)
ホームページ開設法人	全体：35.7%(国：61.2%、都道府県：26.3%)

各種非営利法人制度等に係る情報開示制度の概要（平成16年5月現在）

	公益法人 (民法)	有限責任中間法人 (中間法人法)	NPO法人 (特定非営利活動促進法)	認定NPO法人 (租税特別措置法)	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)
開示の義務付け	規定なし 「原則として、一般の閲覧に供すること」 〔法令上の規定ではない。所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、適合するように指導。〕	規定あり <計算書類、定款等> 「請求することができる」 〔但し、開示に係る罰則を参照。〕 <会計帳簿等> 「請求することができる（一定事由〔註2〕に該当する場合を除き、拒否禁止）」	規定あり <各法人> 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない」 <所轄庁> 「公衆の縦覧に供しなければならない」	規定あり <各法人> 「正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること」 <国税庁長官> 「閲覧させなければならない」	規定あり 「閲覧させなければならない」 〔但し、開示の相手方を参照。〕	規定あり 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」 〔平成16年通常国会において成立した私立学校法の一部を改正する法律により、平成17年4月1日より施行。〕	規定あり 「閲覧を求めることができる」 〔但し、開示に係る罰則を参照。〕	規定あり 「閲覧に供しなければならない」	規定あり 「正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」
開示に係る罰則等	規定なし	各種書類等の不備、不実記載等、正当な理由がないのに閲覧等を拒否したとき等	書類・帳簿の不備、不実記載等 〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	認定の取消し	書類・帳簿の不備、不実記載等 〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載等 〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載等、正当な理由がないのに閲覧を拒否したとき等	書類・帳簿の不備、不実記載等 〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕	書類・帳簿の不備、不実記載等 〔閲覧拒否に対する罰則はなし〕
開示の相手方	制限なし 「一般の閲覧に供すること。」	<計算書類、定款等> 社員・債権者 <会計帳簿等> 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員	<各法人> 社員その他の利害関係人 <所轄庁> 制限なし	制限なし	信者その他の利害関係人（閲覧について正当な利益があり、かつ、不当な目的によるものでないと認められる者）	在学する者その他の利害関係人	債権者	制限なし	法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人
開示事項	定款又は寄附行為 役員名簿（常勤・非常勤の別、国家公務員出身者である役員最終官職を含む） 理事の氏名・住所〔登記事項〕 社員名簿（氏名・住所）〔社団法人の場合〕 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書（資産の総額〔登記事項〕） 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書	定款 理事・監事の氏名・住所〔登記事項〕 社員名簿 事業報告書 損益計算書 基金の総額〔登記事項〕 貸借対照表 会計帳簿、会計の書類、附属明細書 監事による監査報告書 ・剰余金の処分又は損失の処理に関する議案 ・社員総会の議事録 ・社員全員が社員総会における理事・社員の提案に同意する旨及び当該提案を記載した書類	定款、定款の認証・登記関係書類 役員名簿（氏名、住所等、報酬の有無） 社員名簿（10人以上の氏名、住所等） 事業報告書 収支計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 事業計画書 〔設立時・定款変更時の年度分・翌年度分のみ。所轄庁での縦覧のみ。〕 収支予算書 〔設立時・定款変更時の年度分・翌年度分のみ。所轄庁での縦覧のみ。〕 ・設立趣旨書 〔所轄庁での縦覧のみ。〕	同左 同左 同左 同左 同左 同左	規則及び認証書 役員名簿 代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 宗教活動以外の公益事業・収益事業に関する書類 収支計算書 基本財産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 ・責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿・境内建物に関する書類	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業報告書 収支計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 監事による監査報告書	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業成績書 収支計算書、損益計算書（収益事業） 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録	代表権を有する者の氏名・住所・資格〔登記事項〕 事業報告書 収支計算書 資産の総額〔登記事項〕 貸借対照表 財産目録 監事の意見を記載した書面	
開示方法	主たる事務所・所管官庁での閲覧 HPでの公開を要請	事務所での閲覧、謄本・抄本の交付、謄写	所轄庁での縦覧、主たる事務所・所轄庁での閲覧	同左（一部は国税庁（所轄税務署等）で閲覧）	事務所での閲覧	各事務所での閲覧	各事務所での閲覧	主たる事務所での閲覧	各事務所での閲覧

註1)「公益法人」の欄の斜字は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)、「改正公益法人指導監督基準Q & A」(内閣総理大臣官房管理室公益法人行政推進室回答)、「公益法人」1998年4月号以降掲載)、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)又は「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づくものであることを示す。

註2)一定事由とは、次のものである〔中間法人法第69条第3項において準用する商法第293条ノ7〕。
社員が社員の権利の確保・行使に関し調査を行うためではないのに請求を行ったとき、又は、法人の業務の運営・社員共同の利益を害するために請求を行ったとき。
社員が法人と競業を行う者であるとき、法人と競業を行う法人の社員・株主・取締役・執行役であるとき、又は、法人と競業を行う者のためにその者の法人の株式を保有する者であるとき。
社員が会計の帳簿・資料の閲覧・謄写による知り得た事実を利益を得て他人に通報するために、請求を行ったとき、又は、請求の日のまでの2年間においてその法人若しくは他の法人の会計の帳簿・資料に係る閲覧・謄写により知り得た事実を利益を得て他人に通報したことがある者であるとき。
社員が不適当なときに会計の帳簿・資料に係る閲覧・謄写を請求したとき。

註3)その詳細は次のとおり。
収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
イ 収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
ロ 役員、社員、従業員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又は次に掲げる者との取引
(1) 役員、社員、従業員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者(2)において「役員等」という。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(2) 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
会員の資格要件、会員の住所又は事務所の所在地の属する市町村別の数、会費その他会員制度に関する事項
寄附金の募集に関する事項及び受け入れた寄附金の使途の実績に関する事項
寄附者(その寄附金の額の事業年度中(事業年度の定めがない場合には、年間)の合計額が二十万円以上である者に限る。)の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受領年月日
報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日